

## 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）

### 1 目的

北本市自治基本条例第18条に規定する市民と市との協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、住民自治によるまちづくりの進展に資することを目的とする

### 2 定義

- (1) 北本市自治基本条例第3条に規定する用語を適用する
- (2) 協働推進に関する特定の用語として以下の用語を定義する
  - ア 「市民公益活動」 市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益をはじめとする、広く社会全般の利益の増進に寄与することを目的とする活動
  - イ 「市民公益活動団体」 市民公益活動を行うことを主たる目的とし、継続性を有する団体
  - ウ 「地域自治組織」 地域課題の解決に取り組むために自主的に組織した団体のうち、自治会等地縁により構成されるもの
  - エ 「協働事業」 市民、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業

### 3 基本原則 「北本市市民と行政との協働推進計画」との整合を確認

- (1) 目的の共有
- (2) 対等の立場
- (3) 相互理解
- (4) 応分の責任
- (5) 機会の公平性と透明性
- (6) 協働する期間の設定
- (7) 団体の自主性・自発性の尊重

### 4 市民の役割

- (1) まちづくりの主役であり、自らが公共の担い手となりうることを自覚
- (2) 積極的にまちづくりに参加するよう努める

#### 5-1 地域自治組織の役割

- (1) 地域課題の解決に向け、自主的に取り組む
- (2) 開かれた運営に努める

## 5-2 市民公益活動団体の役割

- (1) 当該団体が持つ社会的使命の自覚
- (2) 運営及び活動内容に関する情報の公開

## 6 事業者の役割

社会貢献活動を通じ、まちづくりへ参加するよう努める

## 7 市長等の役割

- (1) 協働によるまちづくりを推進するための環境づくり
- (2) 地域自治組織、市民公益活動団体及び事業者との協働の事業を行うために必要な措置を講じる
- (3) 必要な情報の公開を積極的に行う
- (4) 職員の協働に関する意識の高揚を図る

## 8 協働事業計画の策定（年間計画の公表）

## 9 協働事業の実績報告

市は、年度当初に当年度の協働推進計画を公表するとともに、前年度の協働事業の成果を公表する

## 10 協働事業提案制度

市民公益活動団体は市長に協働事業を提案することができる  
提案事業の実施方法については別に定める

## 11 推進評価機関

北本市協働推進審議会を設置し、協働の推進状況を審議する  
審議会には、協働事業計画及び協働事業の実績・評価を説明する

## 12 協働事業協定書の締結

協働事業を行う際には、協定書を締結し、相互の役割分担や協働する期間についての協議事項を明らかにしておく

## 13 委任

協働推進条例に記載する制度の詳細については、別に定める

## 14 その他条例に位置づけるべきか否かについて検討を要する項目

- (1) 市民公益活動団体登録制度
- (2) 地域自治組織認証制度  
地域自治組織との関係の整理
- (3) 団体と市が情報を共有するために必要な措置